

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第六編 労働行政・労働法の改正

労働省関係予算の審議

第一三国会衆議院予算委員会第三分科(文部省、厚生省および労働省所管)で、昭和二八年度の労働省関係予算が審議されたさい、つぎのような質疑応答があった(二月二二日)。

(石野久男委員・労農党)失業保険法の問題でございますが、私は失業保険金の百四十円は引上げてほしいということ、それから失業保険法の適用される範囲が、ある部署によっては、特にPD工場とかあるいは特需工場等においては、非常に失業保険法の適用がルーズになっておるといように見受けられる面がたくさんあるのですが、そういう点については当局の立場からどういうふうに見ておられますか。

(斎藤政府委員・職業安定局長)特需工場と申しまして、一般の国内法の適用を受けます工場であります以上、私は失業保険法の適用がルーズだといったふうなことをあまり聞いたことがございません。

(石野委員)これは単に特需工場だけでなしに、公共事業等でもそうでございますけれども、実際職安が労務者をそれぞれの位置に紹介しまして、その任事が行われればおのずから保険法によるところの印紙の添付というものが行われるわけです。問題はここにあるのです。むしろ労務者の諸君は決して印紙をとられることを拒否しておるのではなくして、今日の段階では日雇労務者自体はむしろこの印紙を張ってもらうことを要望している。ところが実際に経営者の立場に立っている諸君は、この印紙をなかなか張らないのです。張らないために、失業保険金をもらえるような資格を持っているものでも排除される面が多分に出ていると私は見るのです。そういう事実を皆さんはお認めになりませんか。

(斎藤政府委員)日雇い労務者の失業保険の適用につきましては私ども県なり安定所を十分督励して厳重にいたしておるのでございますが、もしそういう事実がございましたらば、さらに一層厳重に励行させるようにいたしたいと思っております。

(石野委員)私はその点についてはひとつ厳重な監督をしていただきたいと思うのであります。予算の施行される最大の目的は、労務者自体を擁護することだと思っておりますので、どんな予算を組みましても、これが実行されなければ何にも役に立たないと思っておりますから、その点をよく監督していただきたい。

それからこれは予算というよりも、むしろ行政の問題になると思うのでございますけれども、臨時工等においては大体一箇月、一箇月で、約三箇月くらいは更新されるのが今の実態だと思っております。そういう事態のときにこれらの諸君が三箇月たつと完全に解雇されるわけです。そういう場合に解雇予告手当というようなものの適用が常に重要になって参りますが、これに対してどういうふうなお考えであられるか、その点はつきり聞いてお

きたい。

(亀井政府委員・労働基準局長)臨時工につきましては、法律で御承知の通り一箇月を越えて引続いて同一事業主に雇用されます場合には、普通の労働者と同じように解雇予告または解雇手当の制度が適用になるわけでありまして、そこで通常その雇用期間といたしますか、雇用契約を一箇月ごとに更新して行く例がままあるようでございます。そういう場合につきましても、使用者の方において継続する意思をもって、ただ形式的に雇用契約を一箇月ごとに更新するという意思がそこにはっきりつかめた場合におきましてはわれわれ行政運営の上におきましては、これは普通の労働者とみなすというような取扱いをいたしておる次第であります。ただ個々の具体的な問題として検討いたしませんければ、二回繰返した、あるいは三回繰返したから、これが普通の労働者になるのだということは、はっきりここには申し上げかねるのでありますが大体の考え方としましては、そういう考え方でやっております。

(石野委員)私はこれはできる限りやはり普通の労働者と同じように取扱ってもらわなければ困ると思うのです。それと同様に、先ほど問題にいたしました保険金額の問題について予算的措置をされる場合に、もちろんその百四十円の保険金というものを増額するということは法律の手續を必要とするわけなんです、現在の実情からいたしますと、私はもう少し掛金を少しくらいよけいにしてもいいから、それらの人々の保険金を多くしてやる措置をとられる方がいいのじゃないかと思っております。そういう建前からいたしますと、現在一級の人一日六円とっているものは十円くらいにして、二級は五円を八円くらいしてやって、それに対して百四十円を二百五十円くらいにしてやるくらいの着想を、むしろ計画される方がよろしいのではないかと思っておりますが、これは早急に措置されようなお考えはございませんでしょうか。

(斎藤政府委員)私どもの方といたしましては、これらの日雇い労働者につきましては、この失業保険金を支給するよりも、むしろ失業対策事業によってできるだけ使用日数を延ばしてやるということの方が、より適当ではないだろうか、失業対策事業の賃金も大分上って参りましたので、むしろあぶれたときの保険金をくれるよりも、失業対策事業に働かして、手取り賃金をふやしてやるということの方が適当ではないか、こういうふうにお考えしております。最近におきましては日雇い労働者の就労日数も二十日なり二十一日就労ということになって来ております。そういう状態でありまして、また今の日雇い失業保険の保険経済からいまして、さしあたりのところ、この保険日額を上げるという考えは持っておりません。

(石野委員)ただいまの考え方はなるほど一面非常に労働者にとってありがたいように見えるけれども、実質的にはそこには非常に恐るべき低賃金の伏線が引かれているように、私には見られるのでございます。われわれとしては労働者の生活を保持するためには、当然やはり食えるだけのことはしてやらなければならぬ。最低賃金というものも真剣に考えてやらなければいかぬと思っております。ある一定額をおしなべて全部に普遍化させるために、全体としてベースを低くして行くというような形はよくないと思う。失業対策の事業にしましても、私はできる限りそれに吸収してやることによって、保険金の料率は上げない方がよいという考え方は、どうも私は労働者に対してありがたい考え方のように思われぬ。

(石野委員)ただいまの災害の増大する傾向は、おそらく統計に載らないで、特にここ一二箇月の間にまた新しい傾向が出て来ておるのじゃなかろうかと私は思うのでございます。それはなぜかといいますと、特にわれわれから言えば軍需産業であります。特需関係の仕事が非常にオーバー労働になっております。そのオーバー・ワークになっておる関係から、災害が各所に増大して来ているのではなかろうか、本年の見通しとしては、それが非常に増大するのじゃなかろうかというふうに思うのでございます。これはそのときの施設等による災害というよりは、むしろ労働の強化から来る災害の方が多いのではなかろうかと思っておりますが、その点についてはどうでございますでしょうか。

(亀井政府委員)普通の工場におきましては、統計の上では減少の傾向にございます。これは産業災害の統計並びに労災の面からいっても言えることではございますが、今後特需工場等で、労働強化から災害がふえるのではないかというお話ではございますが、われわれとしましては、その問題について、ふえるというふうな見通しは持ってない、と申しますのは、安全の指導につきまして、アメリカ軍関係は今までも非常にセーフティーという問題に重点を置いて労働者の指導に当たっております。これはむしろ日本よりも進んだくらの考え方で指導しておるわけではございまして、従いましてわれわれの行政の上におきましても、それらの指導というものを取入れながらやっている面もございまして、あながち労働強化から、ただちに災害がふえるだろうというようなことは、私として今考えておりません。

(石野委員)ただいまも答弁もあつたのですが、アメリカの労働行政というものは非常にセーフティーというものを重んじているから、日本においてアメリカに関連するところの特需作業等では、そういう問題は起きないだろうというにもかかわらず、事実はそのと相反する事態が生ずる危険性がある。私は少くとも最近それに関連する作業場における災害の発生が非常に重なって来ているという事実を知っておりますので、そういうふうに申し上げるわけではあります。そこで私は吉武労働大臣にお尋ねするのでございますが、二十七年度予算に組まれております防衛関係の費用はおのずから産業の面に相当程度軍需産業的性格を持ったものを養成することになって参ります。従ってこの面におけるところの労働者の労働条件というものは、非常に強化されて来ると私は思うのであります。これを施設あるいは安全装置その他等によって予防するという以上、労働強化から来る災害、過失というものが出来来るとおそれがあると思うのでございますので、これに対して特に強い労務管理が行われなければならないと思うのでございます。この際私は少くとも再軍備的性格を持つ産業構造がはっきりして来る段階における労務行政労務管理の基本的な考え方を、ひとつ大臣からはっきり聞いておきたい、こういうふうに思います。御所見を承ります。

(吉武国务大臣)もちろんそういう工場につきましても、先般来申し上げましたように、国内法としての労働法を適用するつもりでございまして、目下その線に沿って折衝中でございます。従って十分気をつけて行きますが、実は先ほど基準局長が話しましたように、何だか非常に労働強化が行われる、行われるというふうに言われますけれども、そういう工場においては、かえって労働時間というものは正確に守られがちであります。能率を上げるという面はあるかもしれませんが、その労働時間がやたらに延長されるというわけでもございませんし、また災害の面で見ましても、先ほど答えましたように、製造工場の災害というものはそうふえていないので、むしろ土木建築というか大きい土建関

係の方が災害がたしかにふえていたように、私記憶しておるわけでありませう。もちろん御指摘の点につきましては、私どもといたしましても十分気をつけて行くつもりであります。

(石野委員)今大臣から、災害の傾向が非常に屋外作業に多い、屋内作業では減少する傾向があるというのは、それは統計によることでありまして、統計でまだ捕捉できない面において、新しい傾向が出て来るということを私は心配するわけなのでございます。これはおそらく着実に出て来ると私は思います。従って私はそういう面でも対策がはっきり立てられなくてはならぬということが一つ、それから先ほどから労働基準局がすでに予定しておりますように、災害あるいは女子労務者あるいは技能養成という面は、これはおのずから二十七年度予算の性格に合致するものであらうと思うのでございます。従って私はこの二十七年度予算においては、労務管理の上において、かつての戦争中の労務管理と同じような線が多分に出て来るのじゃないかという心配を持つのでございますが、そういうような点について、いま一度労働大臣に勤労管理というような面で、太平洋戦中に行われたような労務動員の態勢を予定されるかどうかということ、ひとつはっきり聞いておきたいと思っております。

(吉武国務大臣)私どもはさようにはならないと思っております。従いまして昔やったような労務動員などという構想は持っておりません。

(風早八十二委員・共産党)私はPD工場の労働者の現在並びに行政協定以後の身分の問題、あるいはその労働条件の問題についてお尋ねしておきたいのです。これは先般も予算委員会に出した問題であります、全然満足に行く答えが得られなかったのです。しかしながら労働大臣としては、たとい米軍の施設内でもそこで働いておる日本人労働者については、日本の労働法規を適用するという線で当るといってお話はあったと思っております。これは私ども一応承っておいたわけでありませう。この点は現在の具体的な状況でどういふふうな見通しにかかわって参りましたか、その点をお尋ねしたいと思っております。

(吉武国務大臣)目下先段申し上げました線に沿うて折衝中でございます。

(風早委員)目下と言われますが、これは岡崎外務大臣も大体あなたと同じような御答弁であったと思っております。その後いわゆる属地主義か属人主義かという問題が非常に大きな問題として具体的になって参りまして、そうして結局アメリカは日本に対してどこまでも属人主義といひますか、これは米軍がその施設内外において米人としての一つの特権を行使するというような線が、日本に要求されておるといふふうには伝えられておるわけでありませう。これを裏返しますと、今度はそこで働く日本人については、やはりその特権のもとに従属しなければならないというようなことになる危険があると思っておりますが、そういう点で、このアメリカの主張というものに対して、日本政府はこれを今日本の国民の要望しておるところに従ってその主張を通される見通しがあるのかどうか、これをもう少し明確にお答えを願いたいと思っております。

(吉武国務大臣)先ほど申しましたように、米駐留軍あるいはその施設に使われる日本の労働者に対しては、日本の国内法、日本の労働法を適用したいという線で折衝をいたしております。ただいま御指摘になりました点は、裁判の管轄権がどちらかという問題ですが、国内法の適用については私が言った通りでございます。向うの国内法が適用されるはずはないのであります。裁判官の管轄は私方ではございませう。もし御必要ならば法務総裁なんかにお尋ねになっていただきたい。

(風早委員)では労働大臣の御所管の範囲で問題を出しますが、その場合向うがかりに実際の管理権を持つ、またそれに応じた裁判管轄権を持つ、こういうふうになるとして、しかし日本の労働者である限りにおいては日本の労働法規を適用する、こういう場合に、その経営内において米軍の保安員というものが直接――しかも現在は保安員だけではございません。東日本重工の下丸子工場あたりの例をとりますと、七重の監督を受けておるそうであります。これは証人を出してもいい、証人がたくさんおるのです。この七重の監督を受けている連中で最も手ごわいのが、これこそ武装した向うの保安員である、こういうことを聞いておるのであります。こういったような状態は、日本の労働法規を適用するという場合に、どういう関係になるのですか、これについて大体のお考え並びに見通しをお尋ねしておきたいと思う。

(吉武国務大臣)自分のところに労務者を使う場合においては、その使う人がその労務者に対して労務管理するのが当然であります。ですから米駐留軍が日本の労務者を使う場合には、その使う者が労務管理をやる、日本人が使っている場合に日本人が労務管理をやる、その点については同じことだと思えます。

(風早委員)そのところはちよっとくどいようであります、もう一ぺんお聞きしますが、その監督者は米軍であるという場合において、米軍が日本の労働法規を適用する、こういうことになるわけではありますが、その点をはっきりしておいてもらいたい。

(吉武国務大臣)労務管理というのは労働法規を適用するためのものではないのであります。労働者を使う者がどういうふうに仕事をさせる、どういうふうに仕事をしてくれ、これはどこの工場だって使用者がやっているあたりまえのことです。米駐留軍が日本の労務者を雇っている場合には、その米国駐留軍がどういうふうにやれ、こういうふうにやれという労働管理をやります。その労務管理は国内法たる労働法規を適用するろ労務管理ではないわけです。それはどこまでも国内法規の適用については国内法の労働法規に基く監督をやる。労務管理と労働監督というものをちゃんぽんにしてお考えになっておるようでありますが、それは違うのであります。

(風早委員)ちゃんぽんにしてるおわけではないのです。そうするとこういう問題が起る。つまり日本の、労働法規に従うとなれば労働組合を持つ権利、その賃金の値上げ、その他の条件の改善のためにストライキをやる権利、こういうふうなものは当然に出て来なければならない権利であります。そういう権利は米軍のもとにおいて使われる場合においても、日本の労働者に確保されるということは明瞭なのですか。

(吉武国務大臣)国内労働法規を適用したいということは、国内労働法規に規定されたものはみんな含むわけでありまして。どれを適用し、どれを除くということとはできない……。

(風早委員)ですから私は具体的にストライキというはっきりした形で聞いておるわけです。そういうものは事実において許されない。また事実においてではないこれは法規上、つまり工場の規則になって、その規則がおしつけられている。私がこの前予算委員会の総会で、あなたに具体的な資料を読んでお聞かせしたこともあるわけです。そういうふう実際に日本の労働法規は完全に踏みにじられておるわけです。こういう状態をこの行政協定の締結において実際払拭できるかということをお聞きしておるわけです。

(吉武国務大臣)現在は占領下でありますから、かつてなことはできないのであります。し

かし独立後においては日本の労働法規を適用すべく努力をし、折衝を続けているということであれば、おわかりになるじゃありませんか。

(風早委員)その見通しはどうか。

(吉武国務大臣)見通しは今のところ別に支障のあるようには進んでおりません。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
